



川薩地区1市4町4村

川内市・榑脇町・入来町・東郷町・祁答院町
里村・上甑村・下甑村・鹿島村

法定合併協議会だより

2003
創刊号
平成15年7月発行

発行責任者：川薩地区法定合併協議会／会長 森 卓 朗／編集：川薩地区法定合併協議会事務局 川内市神田町3番22号
TEL.0996-23-5111 FAX.0996-22-6295 E-mail info@sensatu-gappei.kagosima.jp ホームページアドレス http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp/

H.15.7.10

川薩地区法定合併協議会を設立



▲川内市内で開かれた第1回
川薩地区法定合併協議会

森会長から委員の委嘱状を
受け取る町弘道・下甑村長(左)▶



下甑村を加え、

串木野市除く1市4町4村

川西薩法定合併協議会の協議結果など引き継ぐ

川内市、榑脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村の一市四町四村による川薩地区法定合併協議会が七月十日設立され、第一回協議会が川内市内で開かれました。休止となった川西薩地区法定合併協議会に代わり、串木野市が外れ、下甑村を加えた新たな法定協議会として発足したものです。

協議会に先立って行われた九市町村の首長、議会議長による設置会議で、会長に森卓朗・川内市長、副会長に黒瀬一郎・榑脇町長、今別府哲矢・川内市議会議長を選任。協議会では三氏のあいさつに続き、委員代表として町弘道・下甑村長に森会長から委嘱状が手渡されました。

七月十日発足した新法定協会は、合併期日の目標（平成十六年十月十二日）など川西薩法定協のこれまでの調整方針、協議結果を原則引き継ぎます。同日の第一回会議では、川西薩法定協で承認済みの会議運営規程や十五年度事業計画・予算、事務事業一元化調整方針、新市まちづくり計画策定方針、合併の方式、合併の期日、新市の事務所位置など十一議案が一部修正のうえ一括上程され、原案通り承認されました。

このほか、川西薩法定協で公募済みの新市名称については新しい枠組みで再度募集することになり、新市名称等検討小委員会が同日設置され、公募方法や選定基準が協議会に提案されました。

新市誕生に向け スクラムを

川薩地区法定合併協議会設立のごあいさつ

会長

川内市長 森 卓朗



川西薩地区法定合併協議会において昨年十二月二十五日から法定協の会長を務め、皆様方と一緒に新しいまちづくりのために情熱を傾けてきましたが、心ならずも休止となり、私の力不足を大変反省しているところです。大変申し訳ないと思います。一本の糸がブツンと切れたような、新しい力が沸き出してこない感じをしているところではあります。川薩地区法定合併協議会の会長を引き受けることになりました。

おめでたい席に出るエピソードは前回も脱皮して、そのたびに皮も厚くなるし、丈夫な工に育っていきます。川西薩地区法定合併協議会の前車の轍を踏まないように、今後一市四町四村の皆様方とスクラムを組んでお互いに譲り合いの精神を発揮し、川薩地区法定合併協議会が目的に向かって取り組み、その目的が達成されますよう心から念ずる次第です。

私も力不足ではありますが、捲土重来、再度ネジを巻き直して皆様方と一緒に頑張ってまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

川西薩地区法定合併協議会は、なんとかして串木野市の皆様方のお帰りを待ち望むべく休止の状態にさせていただいていま

す。いずれにしても、二本の法定協が現実にあるわけですが、一方を休止にして、川薩地区法定協議会の方に全力を挙げていかなければいけないと思います。

限られた合併の目標期日まで大変回り道をしたような感じがしますが、雨降って地固まる、これを糧に素晴らしい十萬都市が構築されますことを心から念願する次第です。幾多の困難がまたこれからも出てくるかもしれませんが、その都度皆様方のご協力で素晴らしい新市が誕生しますよう目的に向かつて一緒に頑張っていこうではありませんか。

どうか新しく船出をいたしました川薩地区法定合併協議会に、皆様方の温かいご指導、ご支援を賜りますよう心からお願ひ申し上げます。

副会長

樋脇町長 黒瀬 一郎



川西薩法定合併協議会での串木野市の状況は大変残念に思う次第です。特に樋脇町は串木野市とごみに関する組合を組織していることから、残留をお願いしてきましたが、かなえられなかったのが大変残念であります。これからは新しく設置された川薩地区法定合併協議会が後退することがないよう、微力ながらではありますが、会長の補佐役として精一杯努力してまいりたい

と考えております。皆様方のご協力、ご指導をよろしくお願ひ申し上げます。

副会長

川内市議会議長 今別府 哲矢



副会長に就任させていただくことになりました。スケジュール的にも迫り、そして協議する内容も各論に入ってきております。一市四町四村が力を合わせて、新しい素晴らしい市が誕生できますように、森会長を支えながら全力を尽くす覚悟です。皆様方のご協力、ご支援をお願い申し上げます。

県地方課長あいさつ

肥後 和紀氏

合併協議においては、個性と歴史を持った複数の自治体が新たな一つの自治体をつくり上げて住民の期待にこたえていくことが重要です。この川薩地区が将来にわたっていかにして住民が必要とする行政サービスを提供し、その地区の将来像をどのように描くかについて論議し、皆様方の英知を結集して、素晴らしい自治体をつくり上げていただきたいと思います。

(第一回法定合併協議会での来賓あいさつから)

川薩地区法定合併協議会のメンバーです

7月11日現在

《協議会会長及び委員》

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
川内市	行政	市長	森 卓 朗	会 長
		助 役	岩 切 秀 雄	
	議会	議 長	今別府 哲 矢	副会 長
		市町村合併対策特別委員会委員長	岩 下 早 人	
学識経験者		田 中 憲 夫		
		今 村 妙 子		
樋脇町	行政	町 長	黒 瀬 一 郎	副会 長
		助 役	宮 脇 秀 隆	
	議会	議 長	帯 田 博 美	
		副 議 長	田 島 春 良	
学識経験者		中 島 増 夫		
		宮 元 泰 子		
入来町	行政	町 長	福 元 忠 一	
		助 役	石 塚 政 揮	
	議会	議 長	山 本 佐 敏	
		副 議 長	上 野 一 誠	
学識経験者		田 島 忠 志		
		吹 田 紘 男		
東郷町	行政	町 長	森 園 正 堂	
		助 役	和 田 国 昭	
	議会	議 長	北 迫 茂	
		副 議 長	古 里 貞 義	
学識経験者		山 元 温 治		
		田 原 八 工		
祁答院町	行政	町 長	今 村 松 男	
		助 役	村 原 政 和	
	議会	議 長	安 田 文 仁	
		合併問題対策特別委員会委員長	肥 後 耕 作	
学識経験者		川 畑 禮 二		
		平 林 徳 子		
里 村	行政	村 長	塩 田 至	
		助 役	鷺 山 和 平	
	議会	議 長	平 嶺 道 夫	
		副 議 長	外 園 加 一	
学識経験者		純 浦 勝 志		
		山 下 廣 江		
上甑村	行政	村 長	藏 元 欽 一 郎	
		助 役	長 濱 秀 徳	
	議会	議 長	中 能 重 行	
		副 議 長	大 良 影 夫	
学識経験者		西 仙 可 子		
		石 原 弘 子		
下甑村	行政	村 長	町 弘 道 孝	
		助役(総務課長)	西 手 正 孝	
	議会	議 長	中 川 三 継	
		副 議 長	宮 和 勇	
学識経験者		日笠山 直 宏		
		宮 野 イネ子		
鹿島村	行政	村 長	尾 崎 嗣 徳	
		助 役	中 野 捷	
	議会	議 長	塩 釜 三 郎	
		副 議 長	橋 野 利 邦	
学識経験者		小 村 庄 昌		
		塩 釜 悦 子		

《顧問》

区分	職名	氏名
鹿児島県	総務部地方課長	肥 後 和 紀
	総務部地方課市町村合併推進室長	西 中 須 浩 一
	川内総務事務所長	馬 場 英 俊

《監査委員》

市町村名	役職等	氏名
入来町	代表監査委員	里 平 盛 人
東郷町	代表監査委員	中 村 昌 弘

《幹事会幹事》

区分	所属市町村名等	氏名
助 役	川 内 市	岩 切 秀 雄
	樋 脇 町	宮 脇 秀 隆
	入 来 町	石 塚 政 揮
	東 郷 町	和 田 国 昭
	祁 答 院 町	村 原 政 和
	里 村	鷺 山 和 平
	上 甑 村	長 濱 秀 徳
	下甑村(総務課長)	西 手 正 孝
	鹿 島 村	中 野 捷
	専 門 部 会 長	総務部会長
企画財政部会長		川内市企画経済部長 平 敏 孝
産業経済部会長		東郷町経済課長 上 戸 健 次 治
住民健康福祉部会長		川内市保健福祉部長 岩 下 晃 治 博
建設部会長		川内市建設部長 新 武 博 一
上下水道部会長		祁答院町水道課長 木 原 研 一
教育部会長		入来町教委総務課長 本 田 憲 證
電算情報部会長		川内市企画経済情報推進課長 村 尾 光 政 志
議会・監査部会長		樋脇町議会事務局長 岩 下 満 志
合 併 担 当 部 課 長		川内市企画経済部長
	川内市市町村合併対策課参事	今 吉 俊 郎
	樋脇町総務課長補佐	内 金 雄
	入来町総務課長	水 流 信 雄
	東郷町総務課長	知 敷 憲 一 郎
	祁答院町総務課長	鬼 塚 秀 範
	里村総務課長	平 嶺 休 丸
	上甑村企画課長	柳 忠 喜
	下甑村総務課長補佐	橋 口 正 治
	鹿島村総務課長	梶 原 五 郎

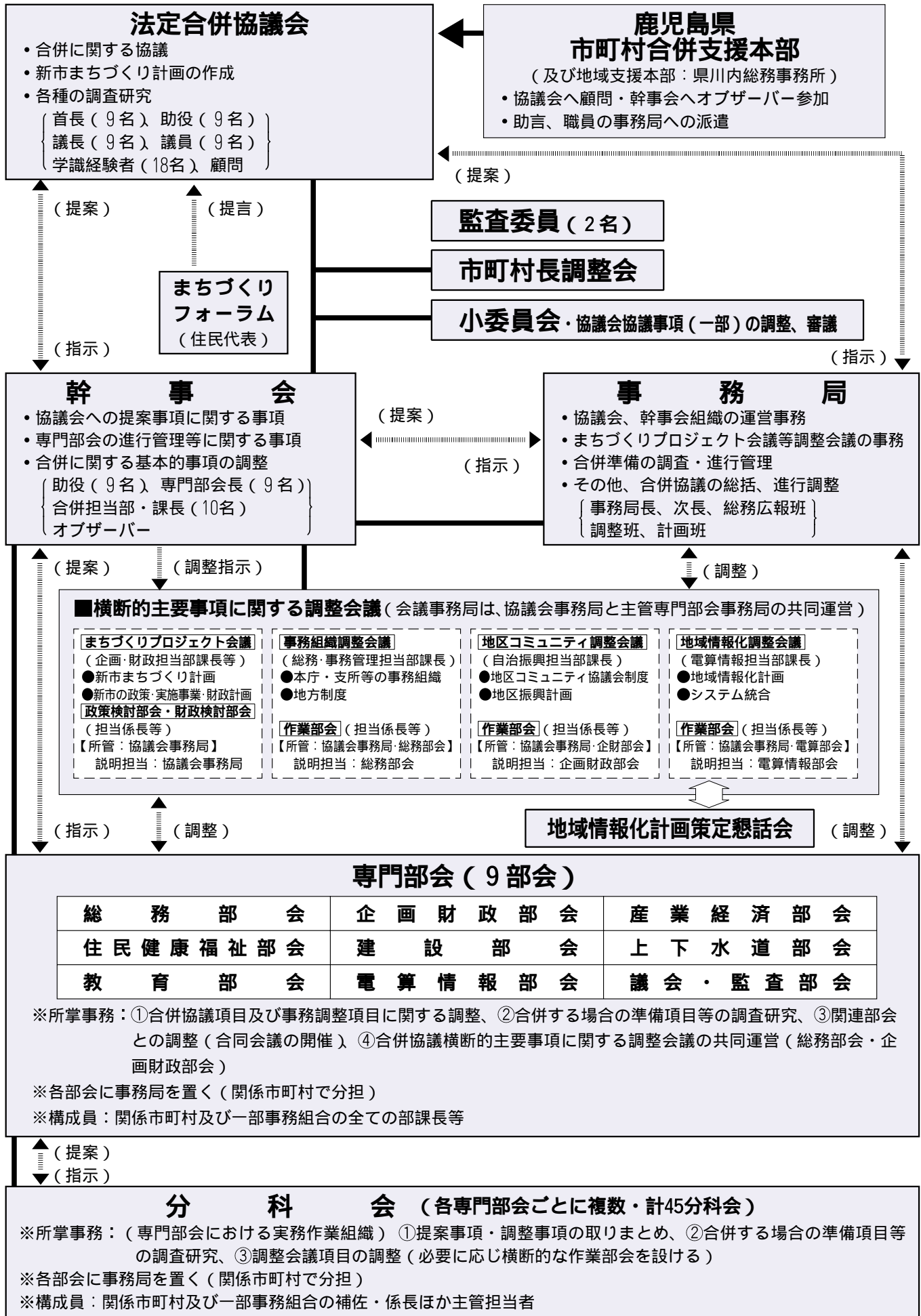
《幹事会オブザーバー》

鹿児島県	総務部地方課市町村合併推進室長補佐	中 野 志 郎
	川内総務事務所次長	上 園 辰 郎

《事務局》

職名	氏名	所属市町村名
事務局 長	田 中 良 二	川 内 市
事務局 次 長	川 野 眞 司	鹿児島県からの派遣
総務広報班 長	森 園 一 春	入 来 町
総務広報班 員	村 岡 斎 哲	里 村
総務広報班 員	橋 口 聖 己	川 内 市
調整班 長	奥 平 幸 一	東 郷 町
調整班 員	上 須 田 敏 秋	鹿 島 村
調整班 員	大 毛 昭 徳	下 甑 村
調整班 員	井 手 上 和 洋	祁 答 院 町
調整班 員	平 利 朗	樋 脇 町
調整班 員	久 米 道 秋	祁 答 院 町
調整班 員	堀 切 良 一	入 来 町
調整班 員	田 代 健 一	川 内 市
計画班 長	古 川 太 司	樋 脇 町
計画班 員	古 川 英 利	川 内 市
計画班 員	江 口 洋 上	上 甑 村
計画班 員	山 内 拓 也	下 甑 村
計画班 員	堀之内 孝 充	東 郷 町

川薩地区法定合併協議会組織図



川薩地区法定合併協議会 設置の経緯

川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村の二市四町四村で、平成十四年十月七日、川西薩地区任意合併協議会が設置され、合併の基本的な問題等について協議を重ね、共通の認識と理解が積み上げられました。法定合併協議会参加の意思表明を保留した下甑村を除く二市四町三村の合併に関する協議をさらに深めるため、同年十二月二十五日、川西薩地区法定合併協議会が設置されました。

法定合併協議会で合併協定項目、合併の期日、合併の方式など重要案件が審議されてきている中で、平成十五年四月七日串木野市が離脱を表明。その後串木野市長から串木野市議会と意思統一された最終方針が示されない状況が続き、その取扱いについて協議した結果、今後の協議スケジュールと合併特例法の期限を勘案すると、これ以上合併協議を停滞させることはできないと判断、川西薩地区法定合併協議会はいったん休止されることになりました。

そして、平成十五年六月十二日に法定合併協議会の加入申し入れのあった下甑村との合併協議を先行させるため、各市町村議会で、川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村の一市四町四村の法定合併協議会設置議案の議決がなされ、協議会規約の七月十日施行をもって川薩地区法定合併協議会の設置となりました。

これまでの流れ

年月日	事項	内容
平成13年2月～11月	市町村合併に関する情報交換会開催(第1回～3回)	2市8町4村会議(助役、主管部・課長)
平成14年3月26日	2市4町4村首長会議	課長級職員で「合併問題勉強会」、課長補佐級下、係長・担当職員で「調査班」設置 ※川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、市来町、里村、上甑村、下甑村、鹿島村
4月～7月	勉強会(第1回～第7回) 調整班(第1回～第6回)	行政比較データ、地域の将来像、先進事例からみた合併協議の進め方について
8月16日	(仮称)川西薩地区任意合併協議会設立準備会発足	川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、里村、上甑村、下甑村、鹿島村(2市3町4村)で構成
9月10日	祁答院町長から協議会準備会への参加申し入れ	任意合併協議会設立準備会会長へ文書での申し入れ
10月7日	川西薩地区任意合併協議会・第1回任意合併協議会	任意合併協議会の設立、規約・役員、14年度事業計画・予算
11月8日	第2回任意合併協議会	合併の方式、合併の期日、新市名称の決定方法、新市の事務所の位置など
11月18日	第3回任意合併協議会	法定合併協議会規約、14年度事業計画・予算、事務事業一元化調整方針など
12月15日	合併講演会	講師兵庫県篠山市まちづくり推進課長森本繁氏
12月25日	第4回任意合併協議会 法定協議会設置会議 第1回法定合併協議会	任意合併協議会解散 下甑村を除く2市4町3村で川西薩地区法定合併協議会設立
平成15年1月14日	第2回法定合併協議会	事務事業一元化調整方針、新市まちづくり計画策定方針など
2月13日	第3回法定合併協議会	新市名称の公募方法など
3月28日	第4回法定合併協議会	合併協定項目、合併の方式、合併の期日、新市の事務所の位置、15年度事業計画・予算など
5月11日	まちづくりフォーラム提言報告会	フォーラム委員によるパネルディスカッション
5月14日	第5回法定合併協議会	14年度事業・歳入歳出予算決算・監査報告など
6月2日	第6回法定合併協議会	条例、規則等の取り扱い、電算システム事業
6月14日	第10回市町村長調整会	下甑村長・議会議長から文書で加入申し入れ
6月26日	第7回法定合併協議会	新市まちづくり計画原案提案
6月28日	(仮称)川薩地区法定合併協議会設置準備会	川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村、鹿島村(1市4町4村)で構成
7月10日	第8回法定合併協議会 川薩地区法定合併協議会設置会議 第1回川薩地区法定合併協議会	川西薩地区法定合併協議会休止 串木野市を除く1市4町4村で川薩地区法定合併協議会設立 15年度事業計画・予算など

第1回川薩地区

合併法定協議会の 議決事項

◆会議運営規程（抜粋）

第二条 会議は、原則として公開する。
 第五条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の三分二以上の賛成をもって決する。
 第六条 協議事項については、原則として質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前提案し、説明を行うものとする。
 第八条 会議録及び会議資料は原則として公開する。
 第九条 会議は、傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められた場合は、会議を公開しないことができる。

◆会議等の公開に関する指針（抜粋）

《目的》
 この指針は、川薩地区法定合併協議会の会議等の公開に関する基本方針を定め、その審議の状況を明らかにすることにより、住民の市町村合併に対する理解と信頼を確保し、もって住民参加による公正で開かれた会議等の運営に資することを目的とする。
 《対象とする会議等》
 この指針において「会議等」とは、川薩

地区法定合併協議会の会議、市町村長調整会、小委員会、幹事会、専門部会、分科会等をいう。

《公開の基準》

会議等は、原則としてこれを公開するものとする。ただし、不開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議等を開催する場合はこの限りでない。

《公開・非公開の決定等》

会議等の長は、公開の基準に基づき、あらかじめ会議の公開または非公開の決定を行うものとする。

《会議開催の周知》

会議等は、公開の会議を開催するに当たっては、原則として当該会議の開催日時、開催場所、議題を報道機関へ情報提供し、川薩地区法定合併協議会ホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められたときは、この限りでない。

◆平成15年度歳入歳出予算

▽歳入の部 七千九百三十四万四千円（協議会構成市町村負担金）
 △歳出の部 会議運営費（千九百六十三万三千円）、事務局運営費（千八百九十一万一千円）、まちづくり計画策定事業費（千三百八十九万八千円）、事務事業調整事業費（千六百九万円）、広報広聴事業費（千七十一万二千円）、予備費（十万円）

◆事務事業一元化調整方針（抜粋）

《調整の目的》

関係市町村の異なる行政サービスや負担水準を統一するため、現在実施している事務事業・制度等を比較し、住民生活に及ぼ

◆川薩地区法定合併協議会 平成15年度事業計画

事業項目	事業内容	備考
協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 合併協定項目協議 新市まちづくり計画協議 その他市町村合併に関する協議 	平成15年7月から平成16年3月まで原則毎月第2・4木曜日開催
幹事会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 協議会提案事項の事前調整 	平成15年7月から平成16年3月まで原則毎月第1・3木曜日開催
小委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 新市名称等に関する協議 	随時開催
専門部会・分科会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 専門部会(事務事業一元化調整原案協議) 分科会(事務事業一元化調整素案協議) 	随時開催
事務事業一元化調整	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業一元化に係る調整項目のすり合わせ、調整原案作成 	7月末
	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業一元化に係る調整議案作成 	7月～11月
	<ul style="list-style-type: none"> 事務処理マニュアル作成 	7月～平成16年3月予定
	<ul style="list-style-type: none"> 例規原案作成に係る準備作業 	7月末
	<ul style="list-style-type: none"> 例規原案作成作業 	7月～平成16年3月予定
新市まちづくり計画策定作業	<ul style="list-style-type: none"> 地域情報化計画策定 	7月～11月
	<ul style="list-style-type: none"> 新市まちづくり計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 計画原案作成検討(7月) 県事業調整(7月) 計画原案提案・審議(8～11月) 計画案の県知事協議・決定(12月)
	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト会議 計画原案に対する広聴広報 	<ul style="list-style-type: none"> 計画原案策定・修正・調整(7～11月) まちづくり広聴会開催(8～9月) 意見募集(8～9月)
広報・広聴事業	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりフォーラム 	<ul style="list-style-type: none"> 計画原案関連意見交換等(9月/平成16年1月)
	<ul style="list-style-type: none"> 協議会だより発行 ホームページ更新 各種団体等への説明会 住民説明会(合併協定項目の内容について) 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月1回発行 随時更新 10月～ 平成16年1～2月
合併調印・議決	<ul style="list-style-type: none"> 合併協定調印 	平成16年2月
	<ul style="list-style-type: none"> 合併関連議決 	平成16年3月

合併協定項目（46項目）

◎自治体の存立に関わる基本的な事項

1	合併の方式
2	合併の期日
3	新市の名称
4	新市の事務所の位置

◎事務事業の一元化に関わる事項

5	財産の取扱い
6	議会議員の定数及び任期の取扱い
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
8	地方税の取扱い
9	一般職の職員の身分の取扱い
10	特別職の身分の取扱い
11	条例、規則等の取扱い
12	事務組織及び機構の取扱い
13	一部事務組合等の取扱い
14	使用料、手数料等の取扱い
15	公共的団体等の取扱い
16	補助金、交付金等の取扱い
17	町名・字名の取扱い
18	慣行の取扱い
19	国民健康保険事業の取扱い
20	介護保険事業の取扱い
21	消防団の取扱い
22	自治会・行政連絡機構の取扱い

◎各種事務事業の取扱い

23	男女共同参画事業
24	姉妹都市・国際交流事業
25	電算システム事業
26	広報広聴関係事業
27	消防防災関係事業
28	交通関係事業
29	窓口業務
30	保健衛生事業
31	環境衛生事業
32	障害者福祉事業
33	高齢者福祉事業
34	児童福祉事業
35	生活保護事業
36	その他の福祉事業
37	農林水産関係事業
38	商工・観光関係事業
39	建設関係事業
40	上・下水道事業
41	学校教育事業
42	コミュニティ施策
43	社会教育事業
44	情報公開制度
45	その他事業

◎新市建設計画に係る事項

46	新市まちづくり計画
----	-----------

す影響などの検討を行い、一本化するための調整案を協議する。

《基本的な事項》

- ・関係市町村のこれまでのまちづくりの歴史に配慮しつつ、合併後も現行どおり存続させるもの、一元化を図るもの、廃止するものを区分。その中で、一元化を図るものについては、統合するものと再編するものを区分する。
- ・一元化を図るもの及び廃止するものについては、合併時から実施するものと合併後一定期間を置いて実施するものに区分する。

《合併協定項目協議の原則》

事務事業の調整に当たっては、次の基本的な方針に基づき調整する。

- ① 住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。
- ② 行政サービス及び住民福祉の向上に努める。
- ③ 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。
- ④ 新市において健全な財政運営に努める。

⑤ 行政改革の観点から、事務事業の見直しに努める。

⑥ 新市の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

⑦ 公共的団体などの一本化に努める。

◆新市まちづくり計画の策定方針

《計画の趣旨》

関係市町村の合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、本計画を実現することにより、関係市町村の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図る。

《計画の構成》

新市を建設していくための基本方針及びこれを実現するための基本計画、まちづくり事業計画、公共施設の基本的考え方及び財政計画を中心として構成する。

《計画の期間》

合併後おおむね十年程度の期間について定める。

《計画の内容》

・将来を見据えた長期的視野に立つ。

・基本計画並びにまちづくり事業計画は、各地域の課題を把握し、その特性を活かしながら、ハード、ソフト両面にわたり効果的な事業の展開を図る。

・公共施設の整備は、関係市町村の住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、財政事情を考慮しながら逐次実施する。

・財政計画は、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定する。

・住民意向を十分に踏まえるとともに、合併の効果の最大活用及び合併に伴う懸念事項への適切な対応に十分留意して策定する。

◆合併協定項目

合併するとした場合に必要ならゆる事項について、協議会で協議を行い、その結果を「合併協定書」として取りまとめる項目（計四十六項目で別表の通り）。

◆合併の方式

川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村及び鹿島村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。

◆合併の期日

合併の期日は、平成十六年十月十二日を目標とする。

◆新市の事務所の位置

① 新市の事務所（本庁）の位置については、新庁舎建設までの間は、川内市神田町三番二二号（現在の川内市役所の位置）とし、支所、出張所の取り扱いについては、地方自治法第一五五条に基づき、関係市町村内に置くものとする。

② 将来の新市の事務所の位置については、新市成立後、交通の事情、他の官公署との関係など、住民の利便性を考慮し検討するものとする。

◆新市名称等検討小委員会設置規程

新市の名称についての審議と、町名・字名の取扱いについて、意見を聴くために設置。次の事項について協議または調整を行う。

- ・合併した場合における新市の名称の公募方法及び選定基準に関すること
- ・新市名称の候補の選定に関すること
- ・賞品及びその贈呈対象者の決定方法に関すること
- ・その他新市名称の選定に関し必要な事項
- ・町名・字名の取扱いに関すること

新市名称等検討小委員会を設置

公募方法等を審議

合併後の新市の名称を審議するための新市名称等検討小委員会が七月十日、法定合併協議会の学識経験者十八人で設置されました。川西薩地区法定合併協議会の新市名称候補選定小委員会と同じく、委員長には田中憲夫氏（川内市）、副委員長には山元

温治氏（東郷町）が選ばれました。田中委員長は「果たすべき責任は重いですが、最善を尽くしたい」と語りました。

同日の小委員会では、八月十二日から九月十二日までの募集期間や賞品、検討スケジュールなどについて示した新市名称の公募方法等と、既存の市町村名の取扱いなどの新市名称候補選定基準等の協議事項二件について審議されました。なお、公募方法等は、同日の首長・議長等会議を経て法定協議会へ提案されました。

学識経験者18名で構成する新市名称検討小委員会



川西薩地区法定協で四月から五月にかけて実施した新市名称の公募には、応募総数千五百九十八件、有効千四百四十九件、無効百四十九件、応募名称種類六百八十件の応募がありました。これらは応募者に連絡し、同意があれば川薩地区法定協への応募作品とすることも提案の中に含まれています。

新市名称検討スケジュール案では、応募作品の中から小委員会の中で五五程度に絞り込み、十一月の第九回法定合併協議会に提案することになっていきます。

お知らせ

●今後の法定合併協議会開催予定

◆第三回法定合併協議会

八月十二日（木）午後一時半から

樋脇町 ホテルグリーンヒル

◆第四回法定合併協議会

八月二十八日（木）午後一時半から

川内市 ホテル太陽パレス

※会議は都合により変更される場合があります。事前に事務局にお問い合わせください。

●協議会は傍聴できます

法定合併協議会の会議は住民の方も傍聴できます。定員は三十名。会場の都合で定員数が増減されることもあります。傍聴希

●最新情報をホームページでどうぞ

川薩地区の市町村合併に関する最新情報を掲載したホームページを開設しています。住民の皆さんのご意見やお問い合わせにも利用できます。同ホームページから子供向けホームページ「せんさつキッズ」にもアクセスできます。楽しいパズルやクイズなどもあります。

<http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp/>

まちづくり広聴会日程

「新市まちづくり計画原案」について、同案に対する住民の皆様からのご意見をお聞きする広聴会を、次の日程で開催する予定です。（五十二会場）

詳しい時間・会場等につきましては、各市町村の広報紙等をご覧ください。

祁答院町 八月十七日（日）～八月二十一日（木）
東郷町 八月十八日（月）～八月二十二日（金）

下甕村 八月二十三日（土）～八月二十五日（月）
上甕村 八月二十三日（土）～八月二十四日（日）
川内市 八月二十五日（月）～九月十三日（土）
里村 八月三十日（土）
鹿島村 八月三十一日（日）
樋脇町 九月三日（水）～九月八日（月）
入来町 九月三日（水）～九月八日（月）